

(返戻金制度)

第11条 この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に返戻することとする。

- | | |
|--------------|-----------|
| 1ヵ月未満で退職した場合 | 80%に相当する額 |
| 2ヶ月未満で退職した場合 | 60%に相当する額 |
| 3ヵ月未満で退職した場合 | 40%に相当する額 |

② 丙が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わないこととする。

③ 短日紹介に関しては、返戻金制度を適用しないものとする。

(早期離職者に関する情報提供)

第12条 甲は、乙の紹介により採用した人材に関し、乙が職業安定法第32条の16第3項により人材サービス総合サイトへの情報提供が義務付けされている「期間の定めのない労働契約をした人材のうち6か月以内に離職した者の数（解雇による離職者を除く。）」を乙の依頼に基づき、乙に通知するものとする。ただし、前条に定める返戻金制度に基づき、乙が甲に返戻金を支払った場合又は短日紹介の場合は、この限りではない。

(個人情報保護及び秘密保持)

第13条 甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む。）の個人情報を漏えいさせないように万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用をすることを禁止する。

② 甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄をしなければならない。

(有効期間及び有効期間満了後の秘密保持等)

第14条 この契約の有効期間は令和2年〇月〇〇日から令和2年〇月〇〇日までとする。

② 第13条に定める個人情報保護及び秘密保持義務については、甲・乙ともに前項の有効期間満了後も遵守するものとする。